

## P F I 事業における補助金等の交付の取扱いについて

- 1 . P F I 事業を実施するに当たっての財政上の支援措置については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年 3 月 13 日総理府告示)において『本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるよう配慮すること』とされており、P F I 事業の円滑な実施を図るためにも、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合と P F I 事業として実施する場合の支援措置のイコールフットィングを極力図る必要がある。
- 2 . そのため、関係省庁において、別紙に示す事項について、個別の事業分野ごとに現行の補助金等の交付に係る取扱い等について補正予算又は当初予算の機会に見直しを行い、P F I の特性に応じた補助金交付要綱等の改定等必要な措置を講ずることとする。
- 3 . なお、これら P F I 事業に対する財政上の支援措置の取扱いを明らかにすることにより、地方公共団体のより積極的な P F I 事業の実施に資することとなることから、各省庁の見直し作業等の進捗を踏まえ、内閣府において、その具体的な内容等を取りまとめ、公表することとする。

## ＰＦＩ事業の推進に当たって検討・見直しを要する補助金等の交付に係る事項

ＰＦＩ事業の対象となる分野について、例えば下記のとおり、ＰＦＩ事業に係る地方公共団体の施設取得費を対象とした補助金交付等の支援が可能となるよう検討・見直しを行い、現行の補助金交付要綱等の改定等必要な措置を講ずることとする。

### ＢＴＯ(注1)によるＰＦＩ事業に対する補助金交付等

- \* 例えば、現行の補助金交付要綱等における当該補助金の交付の目的、対象等に新たにＰＦＩ事業（ＰＦＩ法第６条に基づき選定された特定事業）に係る地方公共団体の施設取得費を追加し、ＰＦＩ事業に係る当該補助制度等の適用を明確にする。

### ＢＯＴ(注2)によるＰＦＩ事業に対する補助金交付等

- \* 例えば、現行の補助金交付要綱等において、補助金等の交付が地方公共団体自らが所有する公共施設等に限定されている場合等については、ＰＦＩの特性に応じ現行の補助金交付要綱等の改定等を行い、ＰＦＩ事業者（ＰＦＩ法第６条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者）が、当該ＰＦＩ事業期間中、公共施設等を所有し、事業を実施していく場合（事業期間終了後地方公共団体等に所有権を移転）に係る地方公共団体の施設取得費についても補助金交付等の支援が可能となるよう措置する。

### ＰＦＩ事業に係る地方公共団体等の施設等の分割取得費に対する補助金交付等

- \* 例えば、ＰＦＩの特性に応じた補助金交付要綱等の改定等を行い、地方公共団体が、複数年度にわたる施設の分割取得を行う場合においても、当該施設の分割取得費について議決を受けた国庫債務負担行為の範囲内で補助金交付等が可能となるよう措置する。

なお、今後、関係省庁において、必要に応じて財政当局との協議を行いつつ、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱等の見直し等必要な措置を講ずることとされたい。

(注1) B T O [Build-Transfer-Operate]

民間事業者が自ら資金調達を行い、公共施設等を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の維持管理・運営 (Operate) を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式。

(注2) B O T [Build-Operate-Transfer]

民間事業者が自ら資金調達を行い、公共施設等を建設 (Build)・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する方式。